

1. 化学肥料低減計画書

【取組メニューの記入例】

前年度までの取組がない方

		前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア	土壌診断による施肥設計		○
イ	生育診断による施肥設計		
ウ	地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ	堆肥の利用		
オ	汚泥肥料の利用（下水汚泥等）		
カ	食品残渣など国内資源の利用		
キ	有機質肥料（指定混合等を含む）の利用		○
ク	緑肥作物の利用		
ケ	肥料施用量の少ない品種の利用		
コ	低成分肥料（単肥配合を含む）の利用		
サ	可変施肥機の利用		
シ	局所施肥の利用		
ス	育苗箱（ポット苗）施肥の利用		
セ	施肥量・肥料銘柄の見直し（ア～ス除く）		
ソ	地域特認技術の利用		

前年度までに1つ取組を行っており、新しく1つ取組を行う方

		前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア	土壌診断による施肥設計	○	○
イ	生育診断による施肥設計		
ウ	地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ	堆肥の利用		
オ	汚泥肥料の利用（下水汚泥等）		
カ	食品残渣など国内資源の利用		
キ	有機質肥料（指定混合等を含む）の利用		○
ク	緑肥作物の利用		
ケ	肥料施用量の少ない品種の利用		
コ	低成分肥料（単肥配合を含む）の利用		
サ	可変施肥機の利用		
シ	局所施肥の利用		
ス	育苗箱（ポット苗）施肥の利用		
セ	施肥量・肥料銘柄の見直し（ア～ス除く）		
ソ	地域特認技術の利用		

前年度までに2つ取組を行っており、そのうち1つの取組を強化（調査点数を拡大）する方

		前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア	土壌診断による施肥設計	○	◎
イ	生育診断による施肥設計		
ウ	地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ	堆肥の利用		
オ	汚泥肥料の利用（下水汚泥等）		
カ	食品残渣など国内資源の利用		
キ	有機質肥料（指定混合等を含む）の利用	○	○
ク	緑肥作物の利用		
ケ	肥料施用量の少ない品種の利用		
コ	低成分肥料（単肥配合を含む）の利用		
サ	可変施肥機の利用		
シ	局所施肥の利用		
ス	育苗箱（ポット苗）施肥の利用		
セ	施肥量・肥料銘柄の見直し（ア～ス除く）		
ソ	地域特認技術の利用		

調査点数を拡大

前年度までに2つ取組を行っており、そのうち1つの取組を強化（有機質肥料割合を拡大）する方

		前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア	土壌診断による施肥設計	○	○
イ	生育診断による施肥設計		
ウ	地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ	堆肥の利用		
オ	汚泥肥料の利用（下水汚泥等）		
カ	食品残渣など国内資源の利用		
キ	有機質肥料（指定混合等を含む）の利用	○	◎
ク	緑肥作物の利用		
ケ	肥料施用量の少ない品種の利用		
コ	低成分肥料（単肥配合を含む）の利用		
サ	可変施肥機の利用		
シ	局所施肥の利用		
ス	育苗箱（ポット苗）施肥の利用		
セ	施肥量・肥料銘柄の見直し（ア～ス除く）		
ソ	地域特認技術の利用		

有機質肥料の使用割合を増加

問 4 - 5 化学肥料の低減に向けた取組は、全ての作物、全ての面積に対して実施する必要があるのか。

(答)

化学肥料の低減に向けた取組については、その申請において支援金の算定に用いた肥料を使用する作物（例えば、秋肥の申請においては、秋肥を使用する作物）で取り組んでください。

前述の作物の作付面積の合計の半分以上を占める作物（代表的な作物）があれば、その作物で取り組んでいけばよいこととします。多品目の作付けを行っており、代表的な作物がない場合は、これに準ずる作物群のうち2品目以上で取り組んでいけばよいこととします。

取組の実施面積についての規定はありませんが、既に行っている取組の場合、その面積を拡大すれば取組の強化に該当します。

問 4 - 5 (2) 化学肥料低減計画書の作付概要欄の記載について、作付面積についてはすべての作物について記載する必要があるのか。

(答)

その申請において支援金の算定に用いた肥料を使用する作物のうち、取組を行う作物について記載してください。その他の作物についてはまとめて「その他」として記載し、合計欄にはすべての作物の作付面積の合計を記入してください。

例①

水稻 50a、ハウレンソウ 5a 作付けしている場合

- ・ 水稻で化学肥料の低減に向けた取組を実施していればOK
- ・ 「作付概要」には、「水稻 0.5ha」「その他 0.05ha」と記入

例②

ナス 10a、トマト 10a、ハウレンソウ 5a、コマツナ 5a 作付けしている場合

- ・ ナスとトマトで化学肥料の低減に向けた取組を実施していればOK
- ・ 「作付概要」には、「ナス 0.1ha」「トマト 0.1ha」「その他 0.1ha」と記入

問 4 - 12 有機質肥料と低成分肥料の両方の特徴を持つ肥料のように、1つの取組を2つの取組としてカウントしてよいか。

(答)

1つの取組で複数の取組に該当する場合には、該当する取組のうちいずれか1つの取組として計画を作成してください。(2つの取組としてカウントすることはできません。)

(参考) 化学肥料低減技術 証拠書類の例

※肥料の購入伝票だけでなく、取組技術を実施した年月日を説明できる記録書類（作業日誌等）を保管することが必要です。

取組メニュー	証拠書類の例
ア 土壌診断による施肥設計	「土壌診断結果」 (試験紙による簡易診断の場合は呈色状況等の写真を撮影・保管) ※土壌診断の実施年月日を要記録 ※単に診断値だけでなく、診断結果を踏まえた施肥設計の検討状況が説明できる資料・記録が必要
イ 生育診断による施肥設計	「生育診断結果」 ※生育診断の実施年月日を要記録 ※単に診断値だけでなく、診断結果を踏まえた施肥設計の検討状況が説明できる資料・記録が必要
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入	「地域の低投入型施肥基準」及び「基準に基づいて実施した施肥設計」
エ 堆肥の利用	「堆肥の購入伝票」及び「施用記録」(作業日誌等に施用年月日・施用量を記録) ※自給堆肥の場合は堆肥の写真を撮影・保管 ※「たい肥の施用基準」(奈良県)等に基づき、適切な量を施用していることが説明できる記録が必要
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)	「肥料の購入伝票」及び「施用記録」(作業日誌等に施用年月日・施用量を記録)
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)	「肥料等の購入伝票」及び「施用記録」(作業日誌等に施用年月日・施用量を記録) ※自給の場合は肥料等の写真を撮影・保管 ※多様なものが想定されるが化学肥料低減効果が説明できる成分や施用量であることが必要
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用	「肥料の購入伝票」及び「施用記録」(作業日誌等に施用年月日・施用量を記録)
ク 緑肥作物の利用	「緑肥作物の種子の購入伝票」及び「播種記録」(作業日誌等に播種日・播種量を記録) ※自給種子の場合は種子、緑肥作物生育状況等の写真を撮影・保管 ※左記の交付金要件やカタログや既存指針等の基準に基づき、適切に作付されていることが必要
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用	「該当品種の種子・種苗の購入伝票」及び「播種・定植記録」(作業日誌等に播種・定植日、播種・定植量を記録)
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用	「肥料の購入伝票」及び「施用記録」(作業日誌等に施用年月日・施用量を記録)
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)	「使用機械のメーカー・名称・型番」及び「肥料の購入伝票」及び「施用記録」(作業日誌等に施用年月日・施用量を記録)
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用	「使用機械のメーカー・名称・型番」及び「肥料の購入伝票」及び「施用記録」(作業日誌等に施用年月日・施用量を記録)
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用	「肥料の購入伝票」及び「施用記録」(作業日誌等に施用年月日・施用量を記録)
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)	「肥料の購入伝票」及び「施用記録」(作業日誌等に施用年月日・施用量を記録) ※多様な取組が想定されるが、見直し前と比較して化学肥料低減・コスト節減効果が説明できることが必要

2. 対象肥料

問4-11 有機質肥料が配合された化成肥料、配合肥料等の購入費も支援金の算定に算入されるのか。

(答)

原則として、肥料法における肥料に該当するものについては、支援金の算定に用いる肥料費に算入することができます。

問5-4 支援金の算定に用いる肥料費の対象は、化学肥料に限られるのか。

(答)

支援金の算定に用いる肥料費は、原則として肥料法に基づく肥料を対象としており、化学肥料に限定するものではありません。ただし、農業者等が購入したものに限られるため、領収書などが必要であり、自給堆肥などは対象外となります。

(参考) 肥料法の保証票・表示の例

○ 生産業者保証票	
登録番号	
肥料の種類	
肥料の名称	
保証成分量 (%)	
原料の種類	
材料の種類、名称及び使用量	
混入した物の名称及び混入の割合 (%)	
正味重量	
生産した年月	
生産業者の氏名又は名称及び住所	
生産した事業場の名称及び所在地	

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示	
肥料の名称	豚ふんたい肥1号
肥料の種類	堆肥
届出をした都道府県	東京都
表示者の氏名又は名称及び住所	〇〇畜産センター 東京都千代田区大手町〇丁目〇番〇号
正味重量	20キログラム(30リットル)
生産した年月	平成15年6月
原料(原料)	豚ふん、鶏ふん、わら類、樹皮
備考	生産に当たって使用された重量の大きい順である。
主成分の含有量等	
窒素全量	1.5 (%)
りん酸全量	2.7 (%)
加里全量	2.5 (%)
銅全量	450 (mg/kg)
亜鉛全量	1100 (mg/kg)
炭素窒素比	14

肥料取締法に基づく表示	
肥料の名称	ビレッジフィールド
肥料の種類	たい肥
届出を受けた都道府県	兵庫県
表示者の氏名又は名称及び住所	有限会社 兵庫県
正味重量	16kg (40L)
生産した年月	袋上部に表す
原料	牛ふん、木くず
主要な成分の含有量等(乾物あたり)	
窒素全量 (%)	0.8
りん酸全量 (%)	1.0
加里全量 (%)	1.2
炭素窒素比(C/N比)	23
水分含量 (%)	60

取扱上の注意	
	●このたい肥は、幼児や子供が口にしないように保管して下さい。
注意	●このたい肥は、嫌気性腐合菌肥料で好熱性菌です。直射日光をさけて保管して下さい。
	●まれにカビやこげが発生する事がありますが、品質には影響ありません。

【注意】

地力増進法に基づく「土壌改良資材」は支援対象外

(別途 肥料法の登録・届出を行っている場合は対象になります)

地力増進法に基づく表示	
土壌改良資材の名称	畑のたから
土壌改良資材の種類	パーミキュライト
表示者の氏名及び住所	有限会社 農林資材館 埼玉県さいたま市
製造事業場の名称及び所在地	有限会社 農林資材館 埼玉工場 埼玉県さいたま市
正味量	40リットル
原料	中国産ひる石を粉砕し、高温加熱処理したもの
単位容積質量※	0.16kg/L
用途(主たる効果)	土壌の透水性の改善
施用方法	
標準的な施用量	
一般畑地10a当たり	100袋
ハウス1㎡当たり	10L
施用上の注意	この土壌改良資材は、地表面に露出すると風雨などにより流出することがありますので十分覆土して下さい。

問 1-2 本事業では、いつからいつまでに購入した肥料が対象になりますか。

(答)

支援対象となる肥料費は、令和 4 年秋用肥料または令和 5 年春用肥料として購入したもの又は購入することが確実と見込まれるものを対象とします。

このため、原則として本年秋肥については令和 4 年 6 月～10 月に注文したもの、来年春肥については令和 4 年 11 月～令和 5 年 5 月に注文したものであり、注文時期がわかるもの（注文票など）に加え、領収書または請求書が必要です。

問 5-16 令和 4 年 6 月から令和 5 年 5 月までの間に予約注文しておけば、令和 5 年 5 月より後に使用する肥料であっても、その肥料代金は支援金の算定の対象となるのでしょうか。

(答)

今回の対策では、令和 4 年 6 月から令和 5 年 5 月までの間（以下「対象期間」といいます。）に適用された価格で購入した肥料代金が、支援金の算定の対象となります。

ただし、対象期間に予約注文し対象期間より後に使用する肥料の肥料代金については、対象期間に予約注文し前年度の同期に使用する肥料代金を支援金の対象にしていない場合に限り、算定の対象とすることができます。

問 5-12 支援金を受けた肥料が本年秋肥と来年春肥として適切に使用されていない場合、どのような扱いとなるのか。

(答)

この支援金は、本年秋肥と来年春肥の価格の高騰により、これを購入した農業者の農業経営に及ぼす影響を緩和するために措置するものです。

このため、例えば、

- ① 本年秋肥と来年春肥以降に使用する肥料についても、この時期に使用する肥料であると偽って事前に購入する行為（問 5-16 のただし書きに該当する場合を除く）
- ② 自ら使用しない肥料であるにも係わらず、支援金の交付を受けた上で、他の農業者などの事業者へ転売する行為
- ③ 支援金の交付を受けたものの、実際には領収書等に記した金額を販売店等に支払っていない、または、支払った上で販売店等から返戻金等として金品を受け取る行為

等については認められず、これらの行為が明らかになった場合は、速やかに支援金の返還を求めるとなります。

3. 注文票・領収書または請求書

問5-5 支援金の算定に用いる肥料費は、どのような書類で確認するのか。

(答)

支援金の算定に用いる肥料費は、令和4年秋用肥料または令和5年春用肥料として購入したもの又は購入することが確実と見込まれるもので算定し、支払額を決定することとしています。

このため、支払額の決定には、①対象となる肥料の代金であること、②本年秋肥については令和4年6月～10月に注文したもの、来年春肥については令和4年11月～令和5年5月に注文したものであること、③当該農業者が肥料代金を支払ったか、当該農業者に現に支払義務が発生していることが確認できる書類の確認が必要です。

このうち、②については、注文時期がわかる注文書等、③については、領収書か請求書のいずれかが必要となります。

原則として、令和4年6月より前に注文した肥料は対象外であり、仮に6月以降に支払いを行っても支援対象とならないのでご注意ください。

問5-5(3) 申請時に必要な請求書又は領収書については、例えば、肥料販売事業者が作成した請求額の一覧でも良いでしょうか。

(答)

支援金の対象となる肥料代金については、参加農業者が肥料代金を支払ったか、現に支払義務が発生していることが確認できる書類等が必要となります。

このため、領収書又は請求書を典型的な書類等として例示していますが、同等の機能があれば、一覧か個票かなどの形態は問いません。

なお、例えば請求書であれば、請求者名、被請求者名、請求金額が明記され、請求側の組織の代表者名が記載されているものが一般的であり、「支払義務が発生している」と判断しうると考えています。

一覧で対応する場合、あらかじめ都道府県協議会や地方農政局等にお問い合わせください。

問5-5(4) ホームセンター等で発行されたレシートに肥料の種類が記載されていない場合、肥料法に基づく肥料であるかは、どのように確認するのか。

(答)

一般にホームセンター等で発行されたレシート等には、肥料の銘柄等が記載されていると考えますが、仮にこれが確認できない場合は、化学肥料低減計画書(いわゆるチェックシート)において、領収書記載のものが肥料であることを自ら「確約」していることを前提に、農業者が肥料法に基づく肥料であることを自ら申告することにより、確認するものとします。

具体的には、農業者が肥料袋に記載された生産業者保証票等から「肥料の名称」及び「登録番号」を領収書又はその添付書類に記入し、肥料法に基づく登録・届出があるかを確認することとしてください。

問5-6 申請書等に記載する肥料費は消費税込みで良いか。

(答)

消費税込みの購入費を支援金の算定に用います。

請求金額確認書

本確認書については、令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日分の請求内容と相違ありません。

取引内容と相違がない旨記載

肥料販売業者の代表者が押印

令和〇年〇月〇日
 発行者
 (住所)
 ○○肥料店 (氏名) 印

注文日・請求日を要記載

領収済の場合はその旨記載

農業者	参加農業者名	注文日	代金請求日	肥料銘柄	単価	数量	金額 (円・税抜)	備考	
(記入例)									
1	奈良 太郎	8月31日	10月31日	銘柄A	2,000	40	80,000	12/5領収済	
		1月20日	2月8日	銘柄B	5,000	20	100,000		
		1月31日	2月8日	銘柄C	8,000	10	80,000		
合計							税抜計	260,000	
							税込計	286,000	
合計							税抜計		
							税込計		

【参考例2(肥料販売店の請求書(控)に加筆する場合)】

令和〇年〇月〇日

請求書 (控)

○○ ○○ 様

○○肥料店
 ○○ ○○

下記の通り請求します。

伝票No	伝票年月日	品名	数量	単価	金額
1	2022/5/3	○○堆肥	5	1,500	7,500
		△△ヨート	10	4,000	40,000
2	2022/6/20	□ほかし肥料	20	1,200	24,000
		○○一発肥料	10	5,000	50,000
		△△粒剤	2	3,000	6,000
		××除草剤	1	2,000	2,000
					0
3	2022/7/3	硫酸	3	1,500	4,500
		△△マルチ	1	6,000	6,000

) 対象期間外

✓

✓

✓

対象肥料金額 税抜 78,500円
 税込 86,350円

伝票年月日は注年月日。

本請求書控の内容は原本と相違ありません。(印)

4. 支援額の計算方法

問5-3(2) 要領別記3の第2の2(1)に規定されている支援金の額の算定方法について、端数処理はどの段階で、どのように行うのか。

(答)

要領別記3の第2の2(1)における農業者ごとの支援金の額の算定方法は、次のとおり行うものとします。

$$\text{支援金の額} = (\text{当年の肥料費} - \text{前年の肥料費}^{\ast}) \times 0.7$$

$$\text{※前年の肥料費} = \text{当年の肥料費} \div \text{高騰率} \div 0.9$$

(=1.4)

支援金の額の算定に当たっては、「前年の肥料費」の算定段階では端数調整を行わず、「支援金の額」の算定段階で小数点以下を切り捨てて円単位で端数調整することが基本となります。

なお、手計算等によって算定する場合は、「前年の肥料費」の算定段階で小数点以下を切り上げて円単位で端数調整することは可能ですが、その場合も「支援金の額」の算定段階でさらに小数点以下を切り下げて円単位で端数調整してください。

【奈良県肥料価格高騰緊急対策事業補助金 Q&A】

問4 「肥料価格高騰対策事業の取組計画書の承認申請書」の「県費支援上限額」を算定する際の端数処理はどのように行うのですか？

(答)

農業者ごとの「国庫支援予定額」を国のQ&Aの問5-3(2)により、端数処理して算定してください。

農業者ごとに「県費支援上限額」=「国庫支援予定額」÷0.7×0.15を計算し、小数点以下を切り捨てて、円単位で端数調整してください。

5. その他

問3-2 取組実施者に参加できる農業者に、具体的な要件などはあるのか。

(答)

肥料費の支援を通じて農業経営への影響を緩和することが本事業の目的のため、参加農業者は、農業経営を行う者である必要があります。このため、原則として農産物の販売実績（自給飼料を生産する畜産農家は畜産物の販売実績）があることが前提となりますので、取組実施者において参加農業者の販売伝票などを確認してください。

実施要領 参考様式第1-2号

【記入例】

計算式：
 国庫支援予定額
 = (当年の肥料費 - (当年の肥料費 ÷ 高騰率 (=1.4) ÷ 0.9)) × 0.7
 ※小数点以下切り下げ
 エクセル計算式：D7=ROUNDDOWN((C7-(C7/1.4/0.9))*0.7),0)

肥料価格高騰対策事業 参加農業者名簿

No.	参加農業者	支援予定額 (円)			
	氏名 又は 法人・組織名	年間肥料 (令和4年6月～令和5年5月購入分)			
		当年の肥料費	国庫支援予定額 (A)	県費支援上限額 (B)	支援予定額 (A+B)
1	〇〇 〇〇	100,000	14,444	3,095	17,539
2	△△ △△	500,000	72,222	15,476	87,698
3	×× ×× (県外)	20,000	2,888	0	2,888
集計	—	620,000	89,554	18,571	108,125

県外在住者の場合は氏名の後に「(県外)」と記入

県外在住者の場合は「0」を記入または入力

計算式：
 県費支援上限額
 = 国庫支援予定額 ÷ 0.7 × 0.15
 ※小数点以下切り下げ
 エクセル計算式：E7=ROUNDDOWN(D7/0.7*0.15),0)